

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)(抄)

改正案	現行
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十一 (略)</p> <p>六十二 CYP2D6遺伝子多型検査</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>ゴ シェ病</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら小児科に従事し、当該診療科について一年以上の経験を有すること。</p> <p>② 小児科専門医であること。</p> <p>③ ゴシェ病の診療経験を有すること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 小児科を標榜<sup>めいぼう</sup>していること。</p> <p>② 実施診療科において、ゴシェ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。</p> <p>③ 薬剤師が配置されていること。</p> <p>④ 臨床検査技師が配置されていること。</p> <p>⑤ 病床を二百床以上有していること。</p> <p>⑥ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十一 (略)</p> <p>(新設)</p>

職員の数、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦ 当直体制が整備されていること。

⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇二十八 (略)

二十九 削除

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇二十八 (略)

二十九 自己口腔粘膜炎を用いた培養上皮細胞シートの移植術 角膜上皮幹細胞疲弊症（二十歳以上かつ書面により同意した場合であつて、移植の対象となる眼球の角膜上皮幹細胞が角膜全体にわたり疲弊し、角膜の表面全体が結膜組織で被覆されているものに限る。）